副本

令和５年５月 川棚町議会臨時会会議録

令和５年５月１０日　水曜日（午前１０時開会）

出　席　議　員　（１４人）

１番	堀	田	一		徳
２番	増	山	真		理
３番	山	口			隆
４番	坂	中	信		浩
５番	炭	谷			猛
６番	辻		清		人
７番	毛	利	喜		信
８番	小 牟	田	一		紀
９番	堀	池			浩
１０番	田	口	一		信
１１番	小	田	成		実
１２番	山	中	美	由	紀
１３番	小	谷	龍	一	郎
１４番	村	井	達		己

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	久田直喜
書記	石川純一

説明のため出席した者の職氏名

町長	波戸勇則
副町長	川内和哉
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	中原敬介
企画財政課長	佐々木健太郎
税務課長	田﨑真子
健康推進課長	太川一輝
長寿支援課長	荒木俊行
会計課長	田﨑あけみ
住民福祉課長	小中尾寿隆
産業振興課長 兼農業委員会事務局長	森文博
建設課長	琴岡美昭
ダム対策室長	田川義信
水道課長	山口公一
教育次長	畑中浩輔
行政係長	井原和

議事日程

第１　仮議席の指定

第２　選挙第１号　議長の選挙

追加議事日程

第１　選挙第２号　副議長の選挙
第２　議席の指定
第３　会議録署名議員の指名
第４　会期の決定
第５　常任委員の選任
第６　議会運営委員の選任
第７　選挙第３号　東彼地区保健福祉組合議会議員の選挙
第８　選挙第４号　長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
第９　承認第２号　専決処分の承認（令和４年度川棚町一般会計補正予算（第１０回））
第10　承認第３号　専決処分の承認（令和４年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４回））
第11　承認第４号　専決処分の承認（令和４年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第４回））
第12　承認第５号　専決処分の承認（令和４年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第３回））
第13　承認第６号　専決処分の承認（令和４年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第３回））
第14　承認第７号　専決処分の承認（川棚町税条例の一部を改正する条例）
第15　報告第２号　専決処分の報告（令和５年度川棚町一般会計補正予算（第１回））
第16　報告第３号　専決処分の報告（川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
第17　報告第４号　専決処分の報告（川棚町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例）
第18　同意第２号　川棚町監査委員の選任について同意を求める件
第19　閉会中の継続調査の件（議会運営委員会）

（１０：００）

議会事務局長　おはようございます。議会事務局長の久田です。

これから、臨時会の開会となりますが、本臨時会は、川棚町議会議員一般選挙後の初めての議会、初議会であります。

初議会におきましては、議長が選出されるまでの間、地方自治法第１０７条の規定によりまして、出席議員の中で最年長の議員が、臨時議長として議長の職務を行うこととなっております。

年長の山口隆議員をご紹介いたします。山口隆議員、議長席へお願いいたします。

臨時議長　ただいま紹介されました、山口隆でございます。

地方自治法第１０７条の規定によって、議長選挙が終了するまで、臨時に議長の職務を行います。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

臨時議長　ご起立をお願いいたします。改めて、おはようございます。ご着席ください。

ただいまの出席議員は１４名です。定足数に達していますので、令和５年５月川棚町議会臨時会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

（１０：０１）

臨時議長　初議会の招集にあたり、町長の挨拶を受けますが、提出案件などに関しましては、議会構成が固まり、審議に入ります前に、再度、その時間を設ける予定でありますので、申し添えます。町長。

町長　皆様おはようございます。本日、ここに、令和５年川棚町議会５月臨時会を招集しましたところ、議員の皆様におかれましては、ご健勝にてご出席を賜り、定刻開会をいただきまして、誠にありがとうございます。

初めに、去る４月２３日に執行されました、川棚町議会議員一般選挙におきまして、見事当選されました議員の皆様方に、改めて心からお祝いを申し上げますとともに、これからのさらなるご活躍をご期待いたします。

本日の臨時会は、地方自治法第１０２条第３項の規定により招集したところであり、一般選挙後初めての議会であります。このあと、正副議長をはじめ、各委員会の正副委員長等の選任が予定されておりますが、議員の皆様方

におかれましては、今後４年間のご健勝とご活躍を心からお祈り申し上げ、また、町政の推進に今まで以上にご理解とご協力を賜わりますようお願いいたしまして、簡単ではありますが、改選後の初の臨時会にあたりましての挨拶とさせていただきます。

臨　時　議　長　はい。どうもありがとうございました。これから先は、議長選挙などの議会構成へと移りますが、ここでしばらく休憩をいたします。

（１０：０４）

（…休　　憩…）

（１０：０８）

臨　時　議　長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第１　仮議席の指定

臨　時　議　長　日程第１、「仮議席の指定」を議題とします。

議席は、川棚町議会会議規則第４条第１項の規定により、議長が定めることになっております。仮議席は、ただいまのご着席の議席を指定いたします。

（１０：０８）

日程第２　選挙第１号

臨　時　議　長　次に、日程第２、選挙第１号「議長の選挙」を行います。

この選挙は、地方自治法第１１８条第１項等の規定に基づき、投票により行います。議場の出入口を閉めます。

（議場出入口閉鎖）

（１０：０９）

臨　時　議　長　ただいまの出席議員は１４名であります。

次に、立会人の指名をいたします。川棚町議会会議規則第３２条第２項の規定によって、立会人に小田成実議員と小谷龍一郎議員を指名します。

投票用紙を配付します。

（投票用紙配付）

臨　時　議　長　投票用紙の配付漏れはありませんか。

「な　　し」の声あり

臨　時　議　長　投票用紙の配付漏れなしと認めます。立会人は、投票箱を点検をお願いします。

（投票箱点検）

臨　時　議　長　投票箱は異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

事務局長が、議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。事務局長。

議会事務局長　それでは、点呼をいたします。町長席のほうから投票箱へ進み、投票をお願いいたします。

１番、小田成実議員。２番、小谷龍一郎議員。３番、小牟田一紀議員。４番、坂中信浩議員。５番、炭谷猛議員。６番、田口一信議員。７番、辻清人議員。８番、堀池浩議員。９番、堀田一徳議員。１０番、増山真理議員。１１番、村井達己議員。１２番、毛利喜信議員。１４番、山中美由紀議員。１３番、山口隆議員。

（…投　　票…）

臨　時　議　長　投票漏れはありませんか。

「な　　し」の声あり

臨　時　議　長　投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

これより、開票を行います。小田成実議員と小谷龍一郎議員、開票の立ち会いをお願いします。

（…開　　票…）

臨　時　議　長　投票の結果を報告します。

投票総数１４票、有効投票１４票、無効投票なし。有効投票のうち、村井達己議員８票、田口一信議員４票、辻清人議員２票。以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は４票であります。したがって、村井達己議員が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

（議場出入口開放）

（１０：２２）

臨　時　議　長　ただいま議長に当選されました村井達己議員が議場におられます。川棚町議会会議規則第３３条第２項の規定によって、当選の告知をいたします。

それでは、登壇の上、当選人の発言を求めます。村井議員。

村　井　議　員　ただいま、当選の告知をいただきまして、その責任の重さに改めて気が引き締まる思いがいたしております。これまでの経験と反省点も踏まえ、また町議会のため、また、川棚町民の皆様のために尽力をしていかなければと決意を新たにしているところであります。議会と行政は是々非々を基本としながらも車の両輪でもあります。これからも、どうか議員の皆様のご協力ご理解の上、頑張ってまいりますのでよろしくお願いをいたしまして、就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

臨　時　議　長　それでは、村井議長、どうぞ議長席にお着き願います。これをもちまして、臨時議長の職務を全部終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

（１０：２４）

議　　　　　長　改めまして、よろしくお願いします。それでは、ここでしばら

く休憩をいたします。

（１０：２５）

（…休　　憩…）

（１０：３８）

議　　　　長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

議　　　　長　お諮りします。お手許に配付されております「追加議事日程（第１号追加の１）」を日程に追加することとしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議　　　　長　異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程（第１号追加の１）を日程に追加することに決定をいたしました。

（１０：３８）

追加日程第１　選挙第２号

議　　　　長　追加日程第１、選挙第２号「副議長の選挙」を行います。

この選挙は、地方自治法第１１８条第１項等の規定に基づき、投票により行います。議場の出入口を閉めます。

（議場出入口封鎖）

（１０：３８）

議　　　　長　ただいまの出席議員は１４名であります。

次に、立会人の指名をいたします。川棚町議会会議規則第３２条第２項の規定によって、立会人に小田成実議員と小谷龍一郎議員を指名いたします。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

議　　　　長　投票用紙の配付漏れはありませんか。

「な　　し」の声あり

議　　　　長　配付漏れなしと認めます。

立会人は、投票箱を点検願います。

（投票箱点検）

議　　　　長　投票箱は異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

事務局長が、議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。事務局長。

議会事務局長　点呼いたします。１番、小田成実議員。２番、小谷龍一郎議員。３番、小牟田一紀議員。４番、坂中信浩議員。５番、炭谷猛議員。６番、田口一信議員。７番、辻清人議員。８番、堀池浩議員。９番、堀田一徳議員。１０番、増山真理議員。１２番、毛利喜信議員。１３番、山口隆議員。１４番、山中美由紀議員。１１番、村井達己議員。

（…投　　票…）

議　　　　長　投票漏れはありませんか。

「な　　し」の声あり

議　　　　長　投票漏れなしと認めます。これで、投票を終わります。

これより開票を行います。小田成実議員と小谷龍一郎議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

（…開　　票…）

議　　　　長　投票の結果を報告いたします。

投票総数１４票、有効投票１４票、無効投票なし。有効投票のうち、小谷龍一郎議員９票、堀田一徳議員５票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は４票であります。したがって、小谷龍一郎議員が、副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

（議場出入口開放）

（１０：５１）

議　　　　長　ただいま、副議長に当選をされました小谷龍一郎議員が議場におられます。川棚町議会会議規則第３３条第２項の規定によって、当選の告知をいたします。

当選人の発言を求めます。小谷議員。

小 谷 議 員　ただいま、当選の告知を受けました小谷でございます。責任を持ってこの４年間しっかりと務めていきたいと思っております。先ほども所信表明で述べましたけども、まず、議長のサポート役というのはもちろんですけども、議長と一緒にこの川棚町議会、今期の町議会を盛り上げていきたいと思っておりますので皆さんのご協力をよろしくお願いいたします。副議長の責務を務めますのでよろしくお願いいたします。以上です。

（１０：５１）

議　　　　長　今後ともどうぞよろしくお願いいたします。ここで、しばらく休憩をいたします。

（１０：５２）

（…休　　憩…）

（１１：０３）

議　　　　長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第２　議席の指定

議　　　　長　追加日程第２、「議席の指定」を行います。

川棚町議会会議規則第４条の規定により、議員の議席は、一般選挙後、最初の会議において議長が定めることになっております。ただいまより議席を局長のほうから読み上げ、そしてそれを指定をしたいと思います。局長お願いします。

<u>議会事務局長</u>　１番から読み上げます。

議席番号１番、堀田一徳議員。２番、増山真理議員。３番、山口隆議員。４番、坂中信浩議員。５番、炭谷猛議員。６番、辻清人議員。７番、毛利喜信議員。８番、小牟田一紀議員。９番、堀池浩議員。１０番、田口一信議員。１１番、小田成実議員。１２番、山中美由紀議員。１３番、小谷龍一郎議員。１４番、村井達己議員。以上です。

<u>議　　　　長</u>　以上のとおり、座席の指定を行います。

（１１：０５）

<u>議　　　　長</u>　ここで、しばらく休憩をいたします。

（１１：０５）

（…休　　憩…）

（１１：２０）

<u>議　　　　長</u>　休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第３　会議録署名議員の指名

<u>議　　　　長</u>　次に、追加日程第３、「会議録署名議員の指名」を行います。本臨時会の会議録署名議員は、川棚町議会会議規則第１２５条の規定によって、堀田一徳議員及び増山真理議員を指名いたします。

追加日程第４　会期の決定

<u>議　　　　長</u>　次に、追加日程第４、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りをいたします。本臨時会の会期は、本日１日限りとしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議　　　　長　異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日１日限りと決定をいたしました。

議　　　　長　ここで、しばらく休憩をいたします。

（１１：２１）

（…休　　憩…）

（１３：００）

議　　　　長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第５　常任委員の選任

議　　　　長　次に、追加日程第５、「常任委員の選任」を行います。

本町議会では、川棚町議会委員会条例におきまして総務厚生委員会、産業建設文教委員会の２常任委員会を設け、各常任委員会の定数を７人以内と定めております。

常任委員の選任につきましては、同条例第７条第４項の規定によりまして、議長が会議に諮って指名することになっております。

なお、議長の常任委員への就任については、同条第１項ただし書きの例外規定により、見送る取り扱いといたしております。

お諮りをいたします。常任委員の選任については、総務厚生委員に、小谷龍一郎議員、小牟田一紀議員、辻清人議員、堀池浩議員、増山真理議員、毛利喜信議員を。産業建設文教委員に、小田成実議員、坂中信浩議員、炭谷猛議員、田口一信議員、堀田一德議員、山口隆議員、山中美由紀議員をそれぞれ指名したいと思います。これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議　　　　長　異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しましたとおり、それぞれの常任委員に選任することに決定をいたしました。

（１３：０１）

議　　　　長　各常任委員会の委員長及び副委員長の選任については、川棚町

議会委員会条例第９条第１項の規定により、それぞれ１人を委員会において互選することになっております。このあと休憩をいたしますので、それぞれの委員会を開いていただき、正副委員長を互選していただきたいと思います。正副委員長が決定しましたら、委員長から議長まで報告をお願いいたします。

議　　　長　ここでしばらく休憩をいたします。

（１３：０２）

（…休　　憩…）

（１３：１４）

議　　　長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

議　　　長　各常任委員会の委員長及び副委員長が、次のとおり決定した旨の通知を受けましたので、報告をいたします。

総務厚生委員長に堀池浩委員、副委員長に小谷龍一郎委員。産業建設文教委員長に山口隆委員、副委員長に山中美由紀委員。以上のとおりであります。

（１３：１５）

追加日程第６　議会運営委員の選任

議　　　長　次に追加日程第６、「議会運営委員の選任」を行います。

川棚町議会委員会条例第４条の２により、議会運営委員会の定数は６名となっております。委員の選任につきましては、川棚町議会委員会条例第７条第４項の規定によりまして、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りをいたします。議会運営委員の選任については、山口隆議員、毛利喜信議員、小牟田一紀議員、堀池浩議員、小田成実議員、山中美由紀議員を指名したいと思います。これに、異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議　　　長　異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しましたとお

り、議会運営委員に選任することに決定をいたしました。

このあと休憩をいたしますので、委員会を開いていただき、正副委員長を互選していただきたいと思います。正副委員長が決定しましたら、委員長から議長まで報告を願います。

議　　　　長　ここでしばらく休憩をいたします。

（１３：１６）

（…休　　憩…）

（１３：２３）

議　　　　長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

議　　　　長　議会運営委員会の委員長及び副委員長が、次のとおり決定した旨の通知を受けましたので、報告をいたします。

議会運営委員長に毛利喜信委員、副委員長に小田成実委員。以上のとおりであります。

追加日程第７　選挙第３号

議　　　　長　次に、追加日程第７、選挙第３号「東彼地区保健福祉組合議会議員の選挙」を行います。

東彼地区保健福祉組合議会議員については、東彼地区保健福祉組合規約第５条第２項の規定により、「各町の議長の職にある者に加え、議会において選挙されたもの３人をもってあてる」と規定されております。

したがって、議長を除く３人の議員の選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第１１８条第２項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議　　　　長　異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定をいたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議　　　長　異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定をいたしました。

東彼地区保健福祉組合議会議員の選挙による議員に小谷龍一郎議員、堀池浩議員及び辻清人議員を指名いたします。

お諮りします。ただいま、議長において指名いたしました議員を、東彼地区保健福祉組合議会議員の選挙の当選人とすることに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議　　　長　異議なしと認めます。したがって、東彼地区保健福祉組合議会議員の選挙において、小谷龍一郎議員、堀池浩議員及び辻清人議員が当選をされました。

ただいま、東彼地区保健福祉組合議会議員に当選をされました小谷龍一郎議員、堀池浩議員及び辻清人議員が議場におられますので、本席から川棚町議会会議規則第３３条第２項の規定により、当選の告知をいたします。

（１３：２６）

追加日程第８　選挙第４号

議　　　長　次に、追加日程第８、選挙第４号「長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙」を行います。

この議員については、長崎県後期高齢者医療広域連合規約第８条第１項の規定により、各市町の議会において、当該議会の議員のうちから選挙することになっており、選挙すべき議員の数は、同条第２項の規定によって川棚町議会の場合は、１人となっております。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第１１８条第２項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議　　　長　異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定をいたしました。

お諮りします。指名については、議長が指名することにしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議　　　長　異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定をいたしました。

長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員に、私、村井達己を指名します。

お諮りをいたします。私、村井達己を長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と認めることに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議　　　長　異議なしと認めます。したがいまして、私、村井達己が長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選をいたしました。

（１３：２８）

議　　　長　なお、このほかに町長から依頼がありました川棚町都市計画審議会委員について、お諮りをいたします。

川棚町都市計画審議会委員に、増山真理議員、小牟田一紀議員、堀田一徳議員及び坂中信浩議員を推薦したいと思います。これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議　　　長　異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました議員を川棚町都市計画審議会委員に推薦することに決定をいたしました。

（１３：２８）

議　　　長　ここで、しばらく休憩をいたします。

（１３：２８）

（…休　　憩…）

（１４：００）

議　　　　長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

議　　　　長　ここで、初議会による議会構成が済みましたので、町長から提出案件の内容を含め、再度、あいさつを受けたいと思います。町長。

町　　　　長　本臨時会において、これから議案審議をお願いするに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

先ほど、正副議長をはじめ、各委員会の正副委員長や委員会等の選任がなされましたが、新たな議会構成による議員皆様方の活躍と町議会のご発展を心からご祈念申し上げる次第でございます。

本日の臨時議会での行政からの提案は、専決処分の承認６件、専決処分の報告３件と人事の同意案件１件であります。提案理由につきましては、その都度、説明させていただきますので、ご承認、ご同意をいただきますようよろしくお願いいたします。

結びに、議員の皆様方におかれましては、議会の活性化とともに、地域の発展のためにますますご活躍されまして、町民皆様方の負託に応えていただきますよう心からお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

議　　　　長　それでは、これから議事を続けますが、今後の議事日程につきましては、お手元に配付をいたしました追加議事日程（第１号の追加２）のとおりであります。

追加日程第９　承認第２号

議　　　　長　次に、追加日程第９、承認第２号「専決処分の承認（令和４年度川棚町一般会計補正予算（第１０回））」を議題といたします。本件について説明を求めます。町長。

町　　　　長　承認第２号「専決処分の承認」（令和４年度川棚町一般会計補正予算（第１０回））について、提案理由をご説明いたします。令和４年度川棚町一般会計予算の執行において、補正の必要性が生じましたが、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、去る３月３１日

付けで、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき専決処分により定めましたので、同条第３項の規定に基づき、議会に報告し、承認を求めるものであります。

今回の補正の内容でありますが、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ１億３６８万５，０００円減額をいたしまして、歳入歳出予算の総額を７１億9，７７１万６，０００円にしたものであります。また、繰越明許費につきましては、戸籍住民基本台帳費のほか１５件を繰り越しておりまして、その内容は、第２表繰越明許費のとおりであります。併せて、地方債の補正を行ったものであります。

なお、補正の詳細につきましては、企画財政課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

議　　　　長　企画財政課長。

企画財政課長　それでは、補正予算の内容につきまして、事項別明細書により歳出からご説明いたします。

なお、今回の補正予算は3月末時点におきまして、決算を見込んだ上で不用額を減額したもの、補助事業等の事業費決定に合わせた増減が多くを占めております。そのような決算見込みによる減額等につきまして、一部説明を省略し、主要な事項について説明させていただきますので、あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。

歳出から説明いたします。６１、６２ページをお願いします。

１款議会費であります。１項１目議会費として１，０３７万８，０００円を減額しております。これは、議員活動経費や議場音響システム機器設置業務の不用額を見込み、１節報酬、３節職員手当等、８節旅費、１３節使用料、１７節備品購入費を減額したものであります。６３、６４ページをお願いします。

２款総務費であります。１項２目庁舎管理費の説明欄に記載しております番号１庁舎管理費として４０１万円を減額しております。これは、新庁舎建設に伴う建物事後調査及び被害算定業務等委託費や、建物損害補償額の確定に伴う不用額の減額であり、１２節委託料を１９５万円、１４節工事請負費を２０万円、１７節備品購入費を４０万円、２１節補償金を１４６万円をそれぞれ減額したものであります。説明欄２の旧別館改修費として７００万円

減額しております。これは、旧別館改修工事に伴う工事監理業務委託や工事費の入札における落札減に伴い、１２節委託料を１００万円、１４節工事請負費を６００万円減額したことが主な要因であります。

１項４目財政管理費の説明欄の番号１、財政管理費として１４５万２，０００円を減額しております。これは、財務諸表作成支援業務委託の支援業務内容の見直しに伴い、不用額として減額したものであります。説明欄２、ふるさと納税管理費として１１５万円を増額しております。これは、まず歳入５１、５２ページをお開きください。１７款１項４目ふるさと応援寄附金の寄附実績が補正後の額に示しておりますとおり、１億８４２万円となったことから、歳入予算として２４２万円の増額補正を行っております。６３、６４ページにお戻りください。この寄附実績の増に伴い、歳出予算として返礼品送達等業務委託として１２節委託料を１２５万円、ふるさと納税ポータルサイトの手数料等として１１節役務費を２０万円増額し、１０節需用費の執行残として３０万円を減額したものであります。

７目企画費につきましては、川棚高校魅力向上事業支援に関する助成事業の執行残として２００万円を減額したものであります。

９目地域づくり事業費につきましては、結婚新生活支援補助金の執行残２４０万７，０００円を減額したものであります。

１１目諸費の説明欄の番号１、一般諸費として１３０万円を減額しております。これは、１２節委託料を５０万円、防犯灯設置費補助金などの執行残として１８節補助金を８０万円、それぞれ減額したものであります。番号２の地方バス路線運営事業費として５０４万４，０００円を減額しております。これは、生活交通路線維持費補助金の実績確定に伴う不用額であります。６５、６６ページをお願いいたします。

番号４番、活きいきタクシー助成事業費として３５０万円を減額しております。これは、タクシー利用助成費の執行見込みから不用額を減額したものです。

１２目財政調整基金費として１億円を増額しております。これは、決算見込みにより余剰が生じたため、財政調整基金へ繰入れるため、２４節積立金を１億円増額したものです。

１８目移住・定住促進事業費として１６０万円を減額しております。これ

は、地方生活実現移住支援補助金等の執行残として１８節を減額したものであります。

２項２目賦課徴収費として２２２万円を減額しております。これは、会計年度任用職員を雇用できなかったことにより、報酬の執行残として１節を８２万円減額、地籍図異動修正業務等の執行残として１２節を１４０万円減額し、公用車購入事業の入札における落札減により、１７節を４０万円減額し、確定申告に伴う住民税過誤納還付金が生じたため、２２節を４０万円増額したものであります。４項３目参議院議員通常選挙費として、１４７万７，０００円を減額しております。これは、参議院議員通常選挙の実施に伴い、人件費、事務費等の執行残を減額するものであります。６７、６８ページをお願いします。

４目川棚町長選挙費につきましては２１６万７，０００円を減額しております。これは川棚町長選挙に関し、候補者の選挙活動における公費負担の執行残の減額に伴うものであります。６９、７０ページをお願いします。

３款民生費について説明いたします。１項１目社会福祉総務費の番号２、母子福祉医療費として１９１万８，０００円を減額しております。これは、母子福祉医療費の実績確定に伴い、１９節扶助費を減額したものであります。

番号９、国民健康保険事業費として４４８万６，０００円を減額しております。これは、国民健康保険事業特別会計の実績により２７節繰出金を減額したものです。

また、番号１３、介護保険事業費として１，２１９万４，０００円を減額しておりますが、同様に介護保険事業特別会計の実績により、２７節繰出金を減額したものであります。

番号１４、高齢者一体的事業費として２１１万６，０００円を減額しております。これは、会計年度任用職員の人件費として１節報酬の執行残８２万１，０００円を減額し、外部委託を予定しておりました保健事業と介護予防事業の一体的事業業務委託について、県のアドバイザー派遣事業による対応としたことにより、１２節委託料を１２９万５，０００円減額したものであります。

番号２３、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業費として２

２５万円を減額しております。これは、国の交付金を活用した低所得世帯への給付事業に関して、給付事業の確定に伴う執行残として１８節を２２５万円減額したものであります。

２目障害者福祉費の番号３、更生医療給付費につきましては、２５０万円減額しております。これは、更生医療費の実績確定に伴い１９節扶助費を減額したものであります。

番号４、障害者福祉医療費として２２２万６，０００円を減額しております。これは支給する医療費の実績により、１９節扶助費を減額したものであります。

番号８、障害児給付費につきましては、３２０万円を減額しております。これは、負担金として児童通所サービス給付費等の執行見込みにより減額したものです。

３目老人福祉費の２番、養護老人保護措置費として３５８万７，０００円を減額しております。これは委託料として養護老人ホームの措置実績により、減額したものです。７１、７２ページをお願いします。

４目老人福祉施設費の説明欄の番号１番、いきがいセンター管理費につきましては、１６４万２，０００円を減額しております。これは、いきがいセンターにおける陸屋根防水改修工事の実績に伴う監理業務委託及び改修工事の実績確定に伴う不用額とし、１２節を７５万円、１４節を８９万２，０００円減額したものであります。

２項１目児童福祉総務費の説明欄の番号４、放課後児童健全育成事業費につきましては、６２１万９，０００円減額しております。これは放課後学童クラブの運営等委託事業と、保育士等の処遇改善等の補助事業の実績確定に伴う不用額として１２節委託料を４８４万６，０００円、１８節補助金を１２８万３，０００円減額したことが主な要因であります。

番号６、子ども・子育て支援事業費は４９１万円を減額しておりますが、西九州させぼ広域都市圏事業として、連携市町内の利用実績に伴い、１８節負担金を１１万円増額し、認可保育所等の延長保育事業や一時預かり事業、及び新型コロナウイルス感染症対策支援事業の実績により、１８節補助金を４７３万８，０００円減額したことが主な要因であります。

番号７、親子でスマイル住宅支援事業費は２００万円を減額しております

が、補助事業の実績に伴い、１８節を減額しております。

２目児童措置費の説明欄の番号１、保育所等給付費を２，２５４万９，０００円減額しておりますが、保育園及び認定こども園に対する給付事業の実績により、１８節を減額したものであります。

番号２の児童手当費につきましては、９４４万５，０００円を減額しておりますが、児童手当の支給実績に伴い、１９節扶助費を減額したものであります。

番号４、子育て世帯生活支援給付金事業費（その他世帯分）につきましては、２７２万８，０００円を減額しております。これは、国の交付金を活用した低所得子育て世帯に対する特別給付事業に関して、事業の確定に伴う執行残として３節職員手当等を４２万９，０００円、１０節需用費を４万６，０００円、１１節役務費３万３，０００円、１２節委託料２７万円、１８節補助金１９５万円をそれぞれ減額したものであります。

４目の新型コロナウイルス感染症対策事業費の説明欄の番号２、物価高騰等対策子育て世帯緊急応援事業費につきましては６７４万５，０００円を減額しております。これは、子育て世帯の負担軽減を図るための支援事業について実績に伴い、２節給料、７節報償費、１１節役務費、１８節補助金を減額したものであります。７３、７４ページをお願いします。

４款衛生費であります。１項１目保健衛生総務費の説明欄の番号２、母子保健事業費につきましては１８０万円を減額しております。これは、妊婦・乳児健診や新生児聴覚検査手数料等について、実績に基づき１１節手数料を１４０万円減額したことが主な要因であります。２目予防費の番号１、予防接種事業費につきましては９５０万円減額しておりますが、これは、定期予防接種事業の実績に伴い、１２節委託料を９００万円減額したことが主な要因であります。

番号３、新型コロナウイルス感染症対策予防接種事業費につきましては、６８０万円を減額しております。これは、ワクチン接種事業の実施に伴い、医師、看護師、ボランティアスタッフ等に支払う報償金の実績に伴い、７節報償費を６００万円減額したことが主な要因であります。

２項２目し尿処理費を２００万６，０００円減額しております。これは、福祉組合の負担金確定による１８節の減額となっております。

３項１目公害対策費の番号２、合併処理浄化槽費を４６５万円減額しております。これは、浄化槽設置整備事業補助金の実績に伴い、不用額を減額したものであります。７５、７６ページをお願いします。

６款農林水産業費について説明いたします。１項３目農業振興費の説明欄の番号１、農業振興費につきましては、柑橘経営体に対する経営体質改善事業費補助金等について、実績に基づき１８節補助金を１２０万円減額したことが主な要因であります。

番号６、多面的機能支払交付金事業費につきましては、１３１万３，０００円を減額しております。これは、農業や農村が持つ多面的な機能の維持や発揮を図るための地域の共同活動を支援する多面的機能支払交付金事業について執行残として補助金を減額したものであります。

番号７、鳥獣被害防止総合対策交付金事業費につきましては、有害鳥獣の被害防止を図る鳥獣被害防止総合対策交付金事業に関して、イノシシなどの捕獲実績に応じて支払われる報償金の不用額として７節を５４万９，０００円減額し、侵入防止柵の設置等を支援する補助事業の不用額として１０５万円を減額したことが主な要因となっております。

番号８、特産品販売宣伝促進事業費につきましては、１８２万５，０００円を減額しております。これは、地域の特産品を販売促進するふるさと感謝祭に関して、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、開催を見送ったことにより、７節報償費、１０節需用費、１３節使用料等の関連事務費を減額したことが主な要因であります。

６目新型コロナウイルス感染症対策事業費につきましては、２５１万円を減額しております。これは、燃油価格や物価高騰に対応するための農業等経営体に対する支援事業に関して、事業実績に伴い、不用額として減額したものであります。

２項４目森林環境譲与税事業費につきましては、３８４万６，０００円を減額しております。これは、東彼杵郡森林組合に対する森林管理委託等の執行見込みから不用額として委託料を減額したことが主な要因となっております。また、歳入として森林環境譲与税の交付実績６５８万２，０００円に対し、事業実績が５４１万４，０００円であったため、差額の１１６万８，０００円は森林環境譲与税基金への積立金として措置しております。続きまし

て、７款商工費について説明いたします。７９、８０ページをお願いします。

１項１目商工総務費につきましては、８６０万円を減額しております。これは、地域雇用創出チャレンジ支援事業等補助金、空き店舗活用促進事業の実績確定に伴い、不用額として１８節を減額したものであります。

３目観光費につきましては、１，７７３万６，０００円を減額しております。これは、大崎地区自然災害防止工事の執行残として１４節工事請負費を９００万円減額、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、川棚夏まつりのイベント等の中止に伴う夏まつり実行委員会や、観光協会への１８節補助金の実績減、観光施設事業特別会計への繰出金の減額が主な要因となっております。

５目新型コロナウイルス感染症対策事業費の説明欄の番号１、川棚町プレミアム付商品券事業費につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用したプレミアム付商品券発行事業の実績確定に伴い、１２節委託料を３２０万円減額したことが主な要因となっております。

番号２、宿泊キャンペーン事業費につきましては、同交付金を活用し、町内宿泊施設の宿泊費を助成する本事業について、実績確定に伴い、１８節補助金を４９５万円減額したものであります。

番号１７、キャッシュレス推進事業費につきましては、町内事業所における消費拡大を目的としたスマホ決済サービスを活用したポイントキャッシュバックキャンペーンの実績確定に伴い、１２節委託料を７４４万円減額したものであります。

番号２２、町内事業者燃油等価格高騰対策事業費につきましては、町内事業者の燃油や光熱費の価格高騰に対応するため、同交付金を活用した助成事業につきまして、実績確定に伴い、１８節補助金を１，７８８万円減額したものであります。８１、８２ページをお願いします。

８款土木費であります。２項３目道路新設改良費の番号１、道路新設改良事業費につきましては、５９０万円を減額しております。これは、町道良善寺線道路拡幅工事の実施に伴い、執行残として１４節工事請負費を減額したものであります。

番号２の地方創生道整備推進交付金事業費につきましては、２９０万円を

減額しております。これは、町道野口線測量設計業務委託料について、落札減として２９０万円減額し、町道馬場線道路改良工事及び町道新谷三反間線道路改良工事の令和５年度への繰越しに伴い、１２節委託料を６００万円減額し、１４節工事請負費へ組み替えております。

５項２目公園管理費につきましては、３２０万円を減額しております。これは、公園の管理・点検業務委託に関する入札の落札減等により、１２節委託料を１７０万減額し、維持補修の工事請負に関する入札の落札減により、１４節を７０万円減額したことが主な要因であります。

６項１目住宅管理費につきましては、３９７万円を減額しております。これは、町営住宅新町団地屋根外壁改修工事の入札落札減に伴う、１４節工事請負費の減額が主な要因であります。８３、８４ページをお願いします。

９款消防費であります。１項２目非常備消防費の番号１、非常備消防費を６８５万円減額しております。これは、消防団員の委員等報酬、出動報酬として１節報酬を６４０万円減額したことが主な要因であります。８５、８６ページをお願いします。

１０款教育費を説明いたします。１項２目事務局費につきましては、スクールソーシャルワーカーに対する支払い報償金に関して、実績による不用額として減額したものであります。

２項１目学校管理費の説明欄の番号１、川棚小学校管理費につきましては、光熱水費等として１０節需用費を１３０万円減額し、番号４の石木小学校管理費につきましても、光熱水費として１０節を９万円減額、番号７の小串小学校管理費につきましては、パートタイム会計年度任用職員の配置実績に伴い、不用額として１節報酬を５０万円減額、光熱水費として１０節を６０万円それぞれ減額したものであります。

２目教育振興費につきましては、２つの小学校の教育振興費を２０９万円減額しております。これは、準要保護児童に対する学用品費等の支給や、特別支援教育就学奨励費の支給実績による１９節扶助費の減額が主な要因であります。

３項２目教育振興費の１番、川棚中学校教育振興費を２８０万円減額しております。これは、準要保護生徒に対する学用品費等の支給実績等による１９節扶助費の減額が主な要因であります。８７、８８ページをお願いしま

す。

１１款災害復旧費を説明します。２項１目公共土木施設災害復旧費の７８０万円の減額につきましては、執行残を不用額として１４節を減額したものであります。

１２款公債費を説明します。８９、９０ページをお願いします。

１項１目元金につきましては、実績により不用額として減額したものであります。

１４款予備費を説明します。９１、９２ページをお願いします。

１項１目予備費は、歳入歳出の見合いにより８，３６２万７，０００円を増額したものであります。続きまして、歳入を説明いたします。１１、１２ページをお願いします。

１款町税であります。１項町民税から５項入湯税までにつきましては、実績を見込み補正したものであります。次のページをお願いします。

２款地方譲与税であります。２款地方譲与税から３１ページの１１款交通安全対策特別交付金までにつきましては、３月に入ってから決定額が示された譲与税、あるいは交付金について一律に決定どおりの補正を行ったものであり、いずれも特定財源でない一般財源であり、歳出との関連がございませんので、説明は省略ということでご了解をいただきたいと思います。３３、３４ページをお願いします。

１２款分担金及び負担金であります。１項１目民生費負担金、１節児童福祉費負担金につきましては、保育園保育料の実績を見込み減額したもので、次の２節老人福祉費負担金につきましても養護老人ホーム入所徴収金の実績見込みにより、減額したものであります。

４目衛生費負担金につきましては、収入実績に応じ増額したものであります。

５目土木費負担金につきましては、新谷地区急傾斜地崩壊対策事業の事業費の増額に伴い、増額したものであります。３５、３６ページをお願いします。

１３款使用料及び手数料であります。１項４目土木使用料につきましては、漁港の使用実績に応じて減額したものであります。次のページをお願いします。

１４款国庫支出金であります。国庫支出金につきましては、補助金の決定又は確定、そして事業の歳出の補正に合わせて増減を行ったものでありますので、説明につきましては省略ということでお願いいたします。４１ページをお願いします。

１５款県支出金でありますが、こちらも補助金の決定又は確定、そして事業の歳出の補正に合わせて増減を行ったものでありますので、説明につきましては省略ということでお願いいたします。４９ページをお願いします。

１６款財産収入であります。１項財産運用収入及び２項財産売払収入につきましては、実績により増減したものです。次のページをお願いします。

１７款寄附金であります。１項１目一般寄附金から４目ふるさと応援寄附金につきましては、実績により増減を行ったものであります。次のページをお願いします。

１８款繰入金であります。２項３目財政調整基金繰入金につきましては、令和４年度当初予算の編成における財源不足を補うための基金の取り崩しを回避するため、３，０００万円を減額したものであります。

５目役場庁舎建設基金繰入金、６目地域福祉基金繰入金及び７目森林環境譲与税基金繰入金につきましては、歳出事業費の確定に伴う繰入金の減額となっております。次のページをお願いします。

２０款諸収入であります。２項１目町預金利子につきましては、実績に合わせて増額したものであり、次の４項４目過年度収入につきましては、実績に合わせて減額したものであります。

次の５目雑入につきましては、説明欄に掲げております各種助成金等につきまして、実績に合わせて増減を行ったものであります。

５項１目衛生費受託事業収入につきましては、実績に合わせて減額したものであります。次のページをお願いします。

２１款町債であります。１項町債につきましては説明欄に記載しております各事業債について、それぞれ借入額が確定しましたので、実績に合わせて増減を行ったものであります。次のページをお願いします。

２２款自動車取得税交付金であります。１項２目旧法における自動車取得税交付金につきましては、日野自動車の排出ガス・燃費性能試験における不正行為に対し、当該自動車の燃費評価が令和４年３月２９日付けで行われ、

旧自動車取得税交付金として配分が行われたものであります。以上で歳入の説明を終わります。

次に第３表地方債補正を説明いたしますので、６ページをお願いします。第３表地方債補正であります。この地方債補正の票につきましては、先ほどご説明しました２１款町債に対応するものでありまして、この表の補正前と補正後の金額の差額合計が、５７ページの町債の補正額と一致するものであり、補正後の限度額を３億６，２９８万９，０００円としたものであります。５ページをお願いします。

第２表繰越明許費であります。事業名の欄の「戸籍住民基本台帳費」から「災害復旧費（公共土木施設）」までの１６事業を繰り越したもので、繰越総額は２億７，１９２万５，０００円であります。また、９３ページから９６ページまでにつきましては、給与費明細書を添付してございますが、こちらは説明を省略させていただきます。以上が専決処分を行いました令和４年度一般会計補正予算（第１０回）の内容でございます。説明を終わります。

議　　　　長　これから、質疑を行います。

「な　　し」の声あり

議　　　　長　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。

「な　　し」の声あり

議　　　　長　次に、賛成者の発言を許します。

（発言なし）

議　　　　長　討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、承認第２号「専決処分の承認（令和４年度川棚町一般会計補正予算（第１０回））」の採決を行います。お諮りします。本件を承認するこ

とに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議　　　　長　異議なしと認めます。したがって、承認第２号「専決処分の承認（令和４年度川棚町一般会計補正予算（第１０回））」は、承認することに決定をいたしました。

（１４：３８）

追加日程第１０　承認第３号

議　　　　長　次に、追加日程第１０、承認第３号「専決処分の承認（令和４年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４回））」を議題といたします。本件について説明を求めます。町長。

町　　　　長　承認第３号「専決処分の承認（令和４年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４回））」について、提案理由をご説明いたします。

令和４年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算の執行において、補正の必要性が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、去る３月３１日付けで、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、専決処分により定めましたので、同条第３項の規定により報告し、議会の承認を求めるものです。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１億８，１８８万９，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１８億２，２２７万９，０００円としたものです。

補正の主なものといたしましては、歳入においては国民健康保険税及び県支出金の減額、歳出においては保険給付費の減額であります。

なお、補正の詳細につきましては健康推進課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

議　　　　長　健康推進課長。

健康推進課長　それでは、補正予算の内容につきまして、事項別明細書を用い

て説明をいたします。歳出から説明をいたしますので、予算書の１４、１５ページをお開きください。

１款総務費につきましては、国及び県からの交付額の決定により、財源区分を調整するものであります。歳出予算額の増減はございません。１６、１７ページをお開きください。２款保険給付費における１項療養諸費から４項出産育児諸費につきましては、令和４年度保険給付費の実績見込みによりまして、説明欄記載のとおり、それぞれ減額補正をしたものであります。１８、１９ページをお開きください。

５款保健事業費における１項１目疾病予防費は、国民健康保険被保険者に係るがん検診の費用を計上しております。実績見込みにより減額補正をしたものであります。

また、２項１目特定健康診査等事業費につきましても、実績見込みにより減額補正をしております。２０、２１ページをお開きください。

８款諸支出金、１項１目一般被保険者保険税還付金につきましては、実績見込みにより減額補正をしたものであります。４目償還金につきましては、令和３年度事業費実績額の確定に伴いまして、県支出金の精算返納額を計上しております。次のページをお開きください。

９款予備費、１項１目予備費につきましては、歳入歳出の見合いによるものでございます。続きまして、歳入について説明させていただきます。６ページ、７ページをお開きください。

１款国民健康保険税、１項１目一般被保険者国民健康保険税につきましては、それぞれの節において決算見込額に基づき補正したものであります。次のページ８、９ページをお開きください。

４款県支出金、１項１目保険給付費等交付金につきましては、県からの交付額見込みにより補正をしたものであります。次のページをお開きください。

６款繰入金、１項１目一般会計繰入金の２節助産費等繰入金は歳出の２款保険給付費で説明しましたうちの出産育児一時金の減額に伴い、町負担分を減額補正したものであります。

３節職員給与費等繰入金は、繰入対象となる事業費の確定額見込みによりまして、一般会計負担分を減額補正したものであります。１２、１３ページ

をお開きください。

８款諸収入、３項２目一般被保険者第三者納付金、これにつきましては実績見込額により、増額補正したものであります。以上で説明を終わります。

議　　　　長　これから、質疑を行います。

「な　　し」の声あり

議　　　　長　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。

「な　　し」の声あり

議　　　　長　次に、賛成者の発言を許します。

「な　　し」の声あり

議　　　　長　討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、承認第３号「専決処分の承認（令和４年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４回））」の採決を行います。

お諮りいたします。本件を承認することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議　　　　長　異議なしと認めます。したがって、承認第３号「専決処分の承認（令和４年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４回））」は、承認することに決定をいたしました。

（１４：４５）

追加日程第１１　承認第４号

議　　　　長　次に、追加日程第１１、承認第４号「専決処分の承認（令和４

年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第４回））」を議題といたします。本件について、説明を求めます。町長。

町　　　　長　承認第４号「専決処分の承認（令和４年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第４回））」について、提案理由をご説明いたします。

令和４年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算の執行において、補正の必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、去る３月３１日付けで、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、専決処分により定めましたので、同条第３項の規定により報告し、議会の承認を求めるものです。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ３３９万４，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億１，０４９万３，０００円としたものです。

なお、補正の主なものいたしまして、歳入においては後期高齢者医療保険料の減額、歳出においては後期高齢者医療広域連合納付金の減額であります。なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

議　　　　長　健康推進課長。

健康推進課長　はい。それでは、補正予算の内容につきまして、事項別明細書を用いて説明をいたします。歳入からご説明をいたしますので、予算書６ページ、７ページをお開きください。

１款後期高齢者医療保険料、１項１目特別徴収保険料、２目普通徴収保険料につきましては、保険料収入見込額によりまして減額補正をしたものであります。続きまして、歳出を説明します。８ページ、９ページをお開きください。

２款１項１目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、歳入で説明しました保険料の収入見込額の減額に伴いまして、広域連合への納付金額を減額補正したものであります。以上で説明を終わります。

議　　　　長　これから、質疑を行います。

「な　　し」の声あり

議　　　　長　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。

「な　　し」の声あり

議　　　　長　次に、賛成者の発言を許します。

「な　　し」の声あり

議　　　　長　討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、承認第４号「専決処分の承認（令和４年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第４回））」の採決行います。

お諮りします。本件を承認することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議　　　　長　異議なしと認めます。したがって、承認第４号「専決処分の承認（令和４年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第４回））」は、承認することに決定をいたしました。

（１４：４８）

追加日程第１２　承認第５号

議　　　　長　次に、追加日程第１２、承認第５号「専決処分の承認（令和４年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第３回））」を議題といたします。本件について、説明を求めます。町長。

町　　　　長　承認第５号専決処分の承認「令和４年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第３回）」について、提出理由をご説明いたします。

令和４年度川棚町介護保険事業特別会計予算の執行において、補正の必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、去る

３月３１日付けで、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、専決処分により定めましたので、同条第３項の規定により議会に報告し、承認を求めるものです。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、６，８５４万９千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、１４億６，４１５万６千円としたものです。

なお、補正の詳細につきましては、長寿支援課長から説明しますので、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

議　　　　長　長寿支援課長。

長寿支援課長　それでは、補正予算の内容につきまして、事項別明細書により説明いたします。歳出から説明いたしますので、１８、１９ページをお開きください。

１款総務費、１項１目総務管理費につきましては、財源区分を調整したものであり、予算額の増減はありません。３目認定事業費につきまして、１節報酬では介護認定調査員の年度途中での離職に伴う不用額を、１８節負担金、補助及び交付金では、東彼地区保健福祉組合介護認定審査会の当年度分担金の確定による不用額をそれぞれ減額したものです。次のページをお開きください。

２款保険給付費における１項１目介護サービス等諸費から同項６目特定入所者介護サービス等費までにつきましては、令和４年度の保険給付費等の実績見込みにより、説明欄に記載のとおり給付費等をそれぞれ減額補正したものです。次のページをお開きください。

４款地域支援事業等費、１項１目介護予防・日常生活支援総合事業費及び２目包括的支援事業・任意事業費につきましては、説明欄に記載の事業の実績見込みにより、不用となる額をそれぞれ減額補正したものです。

３項１目指定介護予防支援事業費につきましては、財源区分を調整したものであり、予算額の増減はありません。次のページをお開きください。

６款諸支出金、１項２目償還金につきましては、令和３年度において交付された国庫及び県費それぞれの地域支援事業交付金につきまして、令和４年度で精算した結果、返還予算が不用となり、これを減額補正したものです。次のページをお開きください。

７款予備費、１項１目予備費につきましては、歳入・歳出の見合いにより、増額補正したものです。次に、歳入をご説明いたします。６、７ページをお開きください。

１款保険料、１項１目第１号被保険者保険料につきましては、収入実績を見込み、増額補正したものでございます。次のページをお開きください。

３款国庫支出金、１項１目介護給付費負担金、次の２項１目調整交付金及び２目地域支援事業交付金につきましては、国からの交付金額の決定に合わせ、それぞれ補正したものでございます。次のページをお開きください。

４款支払基金交付金、１項１目介護給付費交付金及び２目地域支援事業支援交付金につきましては、支払基金からの交付金額の決定に合わせ、それぞれ補正したものでございます。次ページをお開きください。

５款県支出金、１項１目介護給付費負担金、次の２項１目地域支援事業交付金及び２目介護保険低所得者対策事業費補助金につきましては、県からの交付金額の決定に合わせ、それぞれ減額補正したものでございます。次ページをお開きください。

一般会計からの繰入金である８款繰入金、１項１目介護給付費繰入金及び２目地域支援事業繰入金につきましては、令和４年度の保険給付費及び地域支援事業費の額がほぼ確定したことにより、１目は減額、２目は増額補正したものでございます。

３目低所得者保険料軽減繰入金につきましては、交付金額の決定に伴う増額補正です。

４目その他一般会計繰入金につきましては、繰入れ対象となる歳出１款総務費の決算見込みに伴う減額補正でございます。

２項１目介護給付費基金繰入金は、介護保険財政において、基金を取り崩し、財源を確保する必要が生じなかったことから減額補正したものです。次のページをお開きください。

１０款諸収入、２項１目介護予防サービス費収入につきましては、要支援者に係る介護予防計画給付費及び介護予防ケアマネジメント費の収入を見込み、増額補正したものです。以上で説明を終わります。

議　　　長　これから、質疑を行います。

「な　　し」の声あり

議　　　　長　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。

「な　　し」の声あり

議　　　　長　次に、賛成者の発言を許します。

（発言なし）

議　　　　長　討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、承認第５号「専決処分の承認（令和４年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第３回））」の採決を行います。

お諮りします。本件を承認することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議　　　　長　異議なしと認めます。したがって、承認第５号「専決処分の承認（令和４年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第３回））」は、承認することに決定をいたしました。

（１４：５８）

議　　　　長　ここで、しばらく休憩をいたします。

（１４：５８）

（…休　　憩…）

（１５：１５）

議　　　　長　休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第１３　承認第６号

議　　　　長　次に、追加日程第１３、承認第６号「専決処分の承認（令和４

年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第３回））」を議題といたします。本件について、説明を求めます。町長。

町　　　　長　承認第６号「専決処分の承認（令和４年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第３回））」について、提案理由をご説明いたします。

令和４年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算の執行において補正の必要性が生じましたが、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、去る３月３１日付けで、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、専決処分により定めましたので、同条第３項の規定に基づき、議会に報告し、承認を求めるものであります。

今回の補正内容でありますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ２，７４６万３，０００円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を７，３０３万７，０００円にしたものであります。

なお、補正予算の詳細につきましては、産業振興課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

議　　　　長　産業振興課長。

産業振興課長　はい。それでは、補正予算内容について事項別明細書でご説明をいたします。歳出から説明をいたしますので、１２、１３ページをお開きください。

１款観光施設事業費、１項１目管理費の説明欄１、大崎公園管理費４４万円の減額につきましては、１０節需用費と１７節備品購入費に係るものであり、１０節需用費を２６万円減額、１７節備品購入費を１８万円減額しています。これは、鳥インフルエンザ対策用品や軽トラック購入後の執行残であります。

２、くじゃく荘管理費２，０８１万３，０００円の減額につきましては、１２節委託料と１７節備品購入費及び２０節貸付金に係るものであり、１２節委託料を４７万３，０００円減額、１７節備品購入費を３４万円減額、２０節貸付金においては、指定管理者への運営資金の手立てとして貸し付けるものでありますが、令和４年度中の貸付実績はありませんでしたので、２，０００万円を減額するものであります。

３、大崎温泉管理費６０万円の増額につきましては、１２節委託料に係るものであり、しおさいの湯の決算見込みによる指定管理委託料の補填として

増額するものであります。

次に、２目改良費の説明欄１、大崎公園改良費１６９万円の減額につきましては、１０節需用費と１４節工事請負費に係るものであり、１０節需用費を１２０万円減額、１４節工事請負費を４９万円減額しております。これは、施設の修繕や無線 LAN の設置工事完了後の執行残であります。

２、くじゃく荘改良費３７４万円の減額につきましては、１０節需用費と１４節工事請負費に係るものであり、１０節需用費を１００万円の減額、１４節工事請負費を２７４万円減額しております。これは施設の修繕や給湯ボイラー更新など、工事完了後の執行残であります。

３、大崎温泉改良費７８万円の減額につきましては、１４節工事請負費に係るものであり、電動ボールバルブ取替工事の落札減による執行残であります。次に、予備費を説明いたします。次ページの１４、１５ページをお開きください。

１項１目予備費は、歳入歳出の見合いにより、６０万円を減額するものであります。続きまして、歳入をご説明いたします。１０ページ、１１ページをお開きください。

２款諸収入、１項貸付金収入、１目指定管理者貸付金収入の説明欄１、川棚町大崎保養・宿泊施設運転資金貸付元金につきましては、貸付実績がありませんでしたので、２，０００万円を減額するものであります。

２項雑入、１目雑入の説明欄１、観光事業収入につきましては、指定管理者である一般社団法人川棚町観光協会が受納した利用料金及びその他の収入から管理運営に係る支出を差し引いた余剰金につきましては、指定管理者協定納付金として全て町へ納付することと定めており、当初予算において１，０５２万５，０００円を計上しておりましたが、電気料金や燃料費など物価高騰の影響により、支出額が増加したことから、協定納付金を９００万円と見込み、１５２万５０００円減額するものであります。続きまして、３ページをお開きください。

第２表繰越明許費であります。事業名の欄の大崎温泉改良費の１事業を繰り越したもので、繰越額は１５８万４，０００円であります。以上で説明を終わりますが。

議　　　　長　これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

「な　　し」の声あり

議　　　　長　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。

「な　　し」の声あり

議　　　　長　次に、賛成者の発言を許します。

「な　　し」の声あり

議　　　　長　討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、承認第６号「専決処分の承認（令和４年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第３回））」の採決を行います。

お諮りします。本件を承認することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議　　　　長　異議なしと認めます。したがって、承認第６号「専決処分の承認（令和４年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第３回））」は、承認することに決定をいたしました。

（１５：２３）

追加日程第１４　承認第７号

議　　　　長　次に、追加日程第１４、承認第７号「専決処分の承認（川棚町税条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。本件について、説明を求めます。町長。

町　　　　長　承認第　７号、専決処分の承認（川棚町税条例の一部を改正する条例）について、提案理由をご説明いたします。

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令並びに地方税法施行規則等の一部を改正する省令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、３月国会において可決・成立し、３月３１日付けでそれぞれ公布されたところであります。

この法律等の改正に伴いまして、川棚町税条例の一部を改正する必要が生じてまいりましたが、法律等が原則令和５年４月１日から施行されることになり、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、去る３月３１日付けで、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、専決処分により改正をしたところであります。そこで、同条第３項の規定に基づき報告し、議会の承認を求めるものであります。改正の内容につきましては、このあと税務課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご承認くださるようよろしくお願いいたします。

議　　　長　税務課長。

税 務 課 長　それでは、川棚町税条例改正について、ご説明いたします。

今回の条例改正は、総務省より一部改正の条例（例）が示されておりまして、引用条文及び文言の見直しなど、その条例（例）に沿って、今回の一部改正の専決処分をさせていただいたところです。

それでは、改正内容につきまして、本日配付いたしました資料「川棚町税条例の改正概要」と議案集の「川棚町税条例新旧対照表」に沿ってご説明いたします。

まず、議案集の新旧対照表は、１ページから２ページをご覧ください。資料は左端、項番１をご覧ください。第３４条の９第２項の改正は、法律の改正に合わせて、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の所要の整備を行っています。森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による森林環境税の導入に伴う改正であり、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令により地方税法施行令が改正されたことに伴い、改正するものです。

次に、資料は項番２、新旧対照表は２ページになります。第３６条の３の２第２項の改正は、法規定の新設に併せて新設するものです。内容につきましては、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化でありまして、その申告書に記載すべき事項が、その年の前年の申告内容と異動がない場合には、その記載すべき事項の記載に代えて、その異動が

ない旨の記載によることができることとするものです。

続いて、項番３、新旧対照表は２ページから３ページ、第３６条の３の２第３項から第６項の改正は、先ほど項番２で説明しました法規定の新設が第２項となったことにより、引用条文の項ずれの改正を行っています。

続いて、項番４、新旧対照表は３ページ、第３８条第１項及び第３項、個人の町民税の徴収方法等についての改正は、第１項については、法律の改正に合わせて、「より」という文言に見直しを行っています。また、同条第３項については、森林環境税の導入に伴う改正であり、法律の施行に伴い、森林環境税の賦課徴収の方法についての規定を新設したものです。資料は２ページになります。

項番５、新旧対照表は同じく３ページ、第４１条の改正は森林環境税の導入に伴う改正であり、法律の施行に伴い、個人の町民税の納税通知書に記載すべき納付書に森林環境税額を追加する改正を行い、また、法律の改正に合わせて、「より」という文言に見直しを行っています。

項番６、新旧対照表は４ページから６ページ、第４４条第１項から第３項、第５項及び第６項、給与所得に係る個人の町民税の特別徴収についての改正は、森林環境税の導入に伴う改正であり、法律の施行に伴い、特別徴収の方法により徴収する給与所得に係る所得割額及び均等割額に森林環境税額を含む旨を規定する改正を行い、また、法律の改正に合わせて、「より」という文言に見直しを行っています。

項番７、新旧対照表は６ページ、第４６条、給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務化についての改正は、地方税法施行規則様式の新設に伴う改正であります。

項番８新旧対照表は６ページ、第４７条第１項及び第２項、給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れについての改正は、森林環境税の導入に伴う改正であり、法律により地方税法が改正されたことに伴い、改正を行っています。法律の改正に合わせて、「には」、「より」という文言に見直しを行っています。

項番９、新旧対照表は６ページから７ページ、第４７条の２第１項及び第２項の改正は、森林環境税の導入に伴う改正であり、法律の施行に伴い、特別徴収の方法により徴収する公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等

割額に森林環境税額を含む旨を規定する改正を行っています。法律の改正に合わせて、「より」という文言に見直しを行っています。

項番１０、新旧対照表は７ページから８ページ、第４７条の６第１項及び第２項、年金所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れについての改正は、森林環境税の導入に伴う改正であり、法律により地方税法が改正されたことに伴い、改正を行っています。法律の改正に合わせて、「には」、「より」という文言に見直しを行っています。資料は３ページになります。

項番１１、新旧対照表は８ページから９ページ、第４８条第１項及び第５項、法人の町民税の申告納付についての改正は、地方税法施行規則様式の新設に伴う改正であります。

項番１２、新旧対照表は９ページから１０ページ、第５０条第１項及び第２項、法人の町民税に係る不足税額の納付の手続についての改正は、地方税法施行規則様式の新設に伴う改正であります。

項番１３、新旧対照表は１０ページ、第８２条１号のエ、種別割の税率についての改正は、規則の改正に合わせて改正を行い、ミニカー区分から三輪の特定小型原付を除外し、除外した結果、三輪の特定小型原付は、税条例第８２条第１号アに該当することとなるものです。

項番１４，新旧対照表は１０ページから１１ページ、第９８条第１項及び第５項、たばこ税の申告納付の手続についての改正は、地方税法施行規則様式の新設に伴う改正であります。

項番１５、新旧対照表は１１ページ、第１０１条第１項、たばこ税に係る不足税額等の納付手続についての改正は、地方税法施行規則様式の新設に伴う改正であります。

項番１６、新旧対照表は１２ページ、附則第８条第１項、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例についての改正は、法律の改正に合わせて、適用期限の延長を行ったものです。

項番１７、新旧対照表は同じく１２ページ、附則第１０条、読替規定についての改正は、令和３年度改正における地方税法附則第６４条を削る改正に伴う改正であります。資料は３ページから４ページになります。

項番１８、新旧対照表は１２ページから１４ページ、附則第１０条の２、法附則第１５条第２項第１号等の条例で定める割合についての改正は、下水

道除害施設の償却資産に対する税額の減額措置のわがまち特例の割合を定める規定の整備を行ったものです。また、法律改正に合わせて、引用条文の項ずれの改正を行っています。また、新旧対照表１４ページの２７項については、法規定の新設に合わせて、大規模の修繕等が行われたマンションに対する税額の減額措置のわがまち特例の割合を定める規定を新設しています。

項番１９、新旧対照表は１４ページから１５ページ、附則第１０条の３第１２項から第１４項、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告についての改正は、法規定の新設に合わせて、大規模の修繕等が行われたマンションに対する税額の減額措置を受けようとする者がすべき申告についての規定を新設しています。また、税条例の項ずれによる改正を行っています。

項番２０、新旧対照表は１６ページ、附則第１５条の２、軽自動車税の環境性能割の非課税についての改正は、法律の改正に合わせて、臨時的軽減措置に係る規定を削除するものです。

項番２１、新旧対照表は同じく１６ページ、附則第１５条の２の２第４項、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例についての改正は、法律の改正に合わせて、不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして、納税不足額を徴収する際に加算する割合を変更する改正を行っています。

項番２２、新旧対照表は同じく１６ページ、附則第１５条の６、軽自動車税の環境性能割の税率の特例についての改正は、法律の改正に合わせて、臨時的軽減措置に係る規定を削除するものです。

項番２３、新旧対照表は１６ページから１９ページ、附則第１６条、軽自動車税の種別割の税率の特例についての改正は、法律の改正に合わせて、軽自動車税の種別割のグリーン化特例（軽課）について、特例の期限を３年間延長する改正を行っています。また、項ずれによる改正を行うとともに、引用条文に合わせて整備を行っています。資料は５ページになります。

項番２４、新旧対照表は１９ページから２０ページ、附則第１６条の２第１項、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例についての改正は、法律の改正に合わせて、附則第１６条の改正に伴い、規定の整備を行っています。

項番２５、新旧対照表は２０ページ、附則第１６条の２第３項、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例についての改正は、法律の改正に合わせて、不

正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなし、納税不足額を徴収する際に加算する割合を変更する改正を行っています。

項番２６、新旧対照表は２０ページから２１ページ、附則第１７条の２第１項及び第２項、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例についての改正は、法律の改正に合わせて、適用期限を延長する改正を行っています。

項番２７、新旧対照表は２１ページ、附則第２５条、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例についての改正は、地方税法附則により規定の整備を行っています。なお、ただいま説明いたしましたそれぞれの改正条項に係る施行日につきましては、資料の右側に記載しているとおりとなっております。以上で説明を終わります。

議　　　長　これから、質疑を行います。ありませんか。

「な　　し」の声あり

議　　　長　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。

「な　　し」の声あり

議　　　長　次に、賛成者の発言を許します。

「な　　し」の声あり

議　　　長　討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、承認第７号「専決処分の承認（川棚町税条例の一部を改正する条例）」の採決を行います。

お諮りします。本件を承認することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議　　　　長　異議なしと認めます。したがって、承認第７号「専決処分の承認（川棚町税条例の一部を改正する条例）」は、承認することに決定をいたしました。

（１５：４１）

追加日程第１５　報告第２号

議　　　　長　次に、追加日程第１５、報告第２号「専決処分の報告（令和５年度川棚町一般会計補正予算（第１回））」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

町　　　　長　報告第２号「専決処分の報告（令和５年度川棚町一般会計補正予算（第１回））について、提案理由をご説明いたします。

去る４月１８日付けで、地方自治法第１８０条第１項及び町長の専決処分の指定に関する条例第２条第３号の規定に基づき、国庫補助金を財源の全てとする補正予算を専決処分により定めましたので、地方自治法第１８０条第２項の規定に基づき、議会に報告するものです。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ１，２０８万６，０００円 を追加し、歳入歳出予算の総額を６７億８０８万６，０００円にしたものであります。

補正の内容は、食料品等価格高騰の影響を受けている低所得の子育て世帯を支援するため、住民税が非課税の子育て世帯等に対し、児童一人当たり５万円の給付金を支給する方針が国から示されたことを受け、本町においても速やかに対応するため、子育て世帯生活支援特別給付金を財源とし、必要な予算を計上したものです。このほか、国において実施するマイナンバーカードの普及促進のためのマイナポイント第２弾事業の申請の支援のため、マイナンバーカード交付事務事業費補助金を活用し、必要な予算を計上したものであります。

補正の詳細につきましては、企画財政課長から説明いたしますので、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議　　　　長　企画財政課長。

企画財政課長　それでは、事項別明細書の歳出から説明いたしますので、８、

９ページをお願いいたします。

２款総務費であります。１項７目企画費につきましては、８７万９，０００円を増額しております。これは、国が実施するマイナポイント第２弾事業の申請受付の実施に当たり、会計年度任用職員の雇用に要する経費として１節報酬を６８万９，０００円、３節職員手当を５万円、４節共済費を１２万９，０００円、８節旅費として１万1，０００円を計上したものであります。次のページをお開きください。

３款民生費であります。２項２目児童措置費として1，１２０万７，０００円を増額しております。これは、住民税が非課税の子育て世帯等に対して、児童一人当たり５万円を給付する事業として計上したもので、３節から１１節までは、人件費、消耗品費、郵送料等事務費であり、１２節は給付事業を実施するためのシステム改修費として、１８節は２００人分の給付金を計上したものであります。歳出は以上であります。歳入を説明いたします。６、７ページをお願いいたします。

１４款国庫支出金であります。２項１目民生費国庫補助金につきましては、子育て世帯に対する給付事業の財源として、５目の総務費国庫補助金につきましては、マイナポイント第２弾事業の申請受付に要する財源としてそれぞれ計上をしたものであります。歳入は以上であります。

なお、１２ページ以降には、給与費明細書を付けておりますが、説明は省略させていただきます。以上で説明を終わります。

議　　　長　これから、質疑を行います。

「な　　し」の声あり

議　　　長　質疑なしと認め、これで質疑を終わり、報告済みといたします。

（１５：４５）

追加日程第１６　報告第３号

議　　　長　次に、追加日程第１６、報告第３号「専決処分の報告（川棚町

国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

町　　　長　報告第３号「専決処分の報告（川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」について、提案理由をご説明いたします。

町長の専決処分の指定に関する条例において、町長において専決処分にすることができる事項として、同条例第２条第６号に「既設条例の趣旨に変更を及ぼさない程度において、引用法令の改廃に伴う当該法令の題名、条項若しくは用語に係る規定の改正又は字句の修正をすること」という規定があります。川棚町国民健康保険税条例において、これに該当するものがあり、当該条例の一部改正を行い、令和５年３月３１日付けで専決処分を行いましたので、地方自治法第１８０条第２項の規定により議会に報告するものであります。

なお、改正内容の詳細につきましては、健康推進課長から説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

議　　　長　健康推進課長。

健康推進課長　それでは、私から改正内容につきましてご説明をいたします。条例文をお開きください。こちらを用いて説明いたします。

改正は第２３条の２からでございますが、先に第２４条の２第２項の改正内容についてのご説明をいたします。会社の倒産や雇い止めなどの理由で離職し、国民健康保険の被保険者となった方に対しましては、保険税の負担軽減措置が設けられております。この負担軽減措置に該当する方は、特例対象被保険者等に係る申告をしていただくこととなっておりまして、その規定について、申告の際に提示していただく書類として、従前はその他特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類としておりましたが、国から示されました条例参考例の改正に合わせまして、雇用保険受給資格通知に改めるものであります。この改正に合わせまして、第２３条の２中、「第２４条の２」を「第２４条の２第１項」、及び附則第２項から第４項及び第６項から第１３項までの規定において、関係条文の字句の整理を行うものであります。以上が改正内容であります。

改正本文の附則をご覧ください。この条例は令和５年４月１日から施行することとしております。以上、内容についての説明を終わります。

議　　　　長　これから、質疑を行います。

「な　　し」の声あり

議　　　　長　質疑なしと認め、これで質疑を終わり、報告済みといたします。

（１５：４９）

追加日程第１７　報告第４号

議　　　　長　　次に日程第１７、報告第４号「専決処分の報告（川棚町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。本件について説明を求めます。町長。

町　　　　長　報告第４号「専決処分の報告（川棚町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例）」について、提案理由をご説明いたします。

町長の専決処分の指定に関する条例において、町長において専決処分にすることができる事項として、同条例第２条第６号に「既設条例の趣旨に変更を及ぼさない程度において、引用法令の改廃に伴う当該法令の題名、条項若しくは用語に係る規定の改正又は字句の修正をすること」という規定があります。川棚町子ども・子育て会議条例において、これに該当するものがあり、当該条例の一部改正を行い、令和５年３月２７日付けで専決処分を行いましたので、地方自治法第１８０条第２項の規定により議会に報告するものであります。

改正内容の詳細につきましては、健康推進課長から説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

議　　　　長　健康推進課長。

健康推進課長　それでは、私のほうから内容について説明いたします。

一番最後の新旧対照表をご覧ください。子ども・子育て支援法は令和４年６月２２日に改正され、子ども・子育て会議の設置の根拠になっております子ども・子育て支援法第７７条が第７２条に繰り上がったため、これに合わせて条例の改正を行ったものであります。

改正本文の附則をご覧ください。この条例は令和５年４月１日から施行することとしております。以上で内容説明を終わります。

議　　　長　これから、質疑を行います。

「な　　し」の声あり

議　　　長　質疑なしと認め、これで質疑を終わり、報告済みといたします。

（１５：５１）

追加日程第１８　同意第２号

議　　　長　次に、追加日程第１８、同意第２号「川棚町監査委員の選任について同意を求める件」を議題といたします。

この議題の審議においては、地方自治法第１１７条の規定によって、堀池浩議員が除斥の対象となります。堀池浩議員の退場を求めます。

（堀池浩議員退場）

議　　　長　本件についての説明を求めます。町長。

町　　　長　同意第２号「川棚町監査委員の選任について同意を求める件」について、提案理由を申し上げます。

地方自治法第１９６条第１項の規定に基づき、議員のうちから選任する監査委員として、これまで福田徹氏を選任しておりましたが、議員の任期満了に伴いまして、監査委員の任期も先月２９日で終了いたしましたので、新たに堀池浩議員を選任したく、議会のご同意をお願いするものであります。

堀池浩議員は、平成２７年４月３０日から現在まで、川棚町議会議員としてご尽力され、誠実な人柄で、これまでも鋭意議員活動に取り組んでいただいており、適切にその役割を果たしていただけるものと思っていることから、監査委員として適任と認めご提案いたすものであります。

以上ご提案いたしますので、ご審議の上、ご同意くださいますようよろし

くお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

議　　　　長　これから、質疑を行います。

「な　　し」の声あり

議　　　　長　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。

「な　　し」の声あり

議　　　　長　次に、賛成者の発言を許します。

「な　　し」の声あり

議　　　　長　討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、同意第２号「川棚町監査委員の選任について同意を求める件」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議　　　　長　はい。全員起立です。したがって、同意第２号「川棚町監査委員の選任について同意を求める件」は、同意することに決定をいたしました。

ここで、堀池浩議員の入場を許します。

（堀池浩議員入場）

議　　　　長　ただいま、堀池浩議員が議席に戻られましたので、監査委員の選任については、同意されたことをお知らせいたします。

（１５：５５）

議　　　　長　次に、先ほどお手元に配付をいたしましたとおり、議会運営委員長から閉会中の継続調査申出書が提出をされております。

お諮りします。閉会中の継続調査の件は緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第１９として審議したいと思います。これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議　　　　長　異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続調査の件は、緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第１９として審議することに決定をいたしました。

追加日程第１９　閉会中の継続調査の件（議会運営委員会）

議　　　　長　追加日程第１９、「閉会中の継続調査の件」を議題といたします。

議会運営委員長から川棚町議会会議規則第７５条の規定により、申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があっております。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議　　　　長　異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

（１５：５６）

議　　　　長　ここで、お諮りをいたします。本臨時会において議決されました案件につきまして、議決の結果生じました、条項、字句、数字その他について整理を要するものがあった場合は、川棚町議会会議規則第４５条の規定

により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議　　　長　異議なしと認めます。したがって、これら整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定をいたしました。

議　　　長　これをもちまして、本日の日程は全部終了をいたしました。

一般選挙後の初めての会議でありましたが、議会の構成、その他重要案件について、大変熱心に慎重審議をいただき、ありがとうございました。

新しく構成をされました、各委員会の委員の皆様、今後ともどうぞよろしくお願いをいたします。

以上を持ちまして、会議を閉じます。令和５年５月川棚町議会臨時会を閉会をいたします。

ご起立を願います。どうもお疲れ様でした。

（１５：５７）

地方自治法第１２３条第２項の規定により、署名する。

川棚町議会議長　　村　井　達　己

臨　時　議　長　　山　口　　隆

会議録署名議員　　堀　田　一　德

会議録署名議員　　増　山　真　理